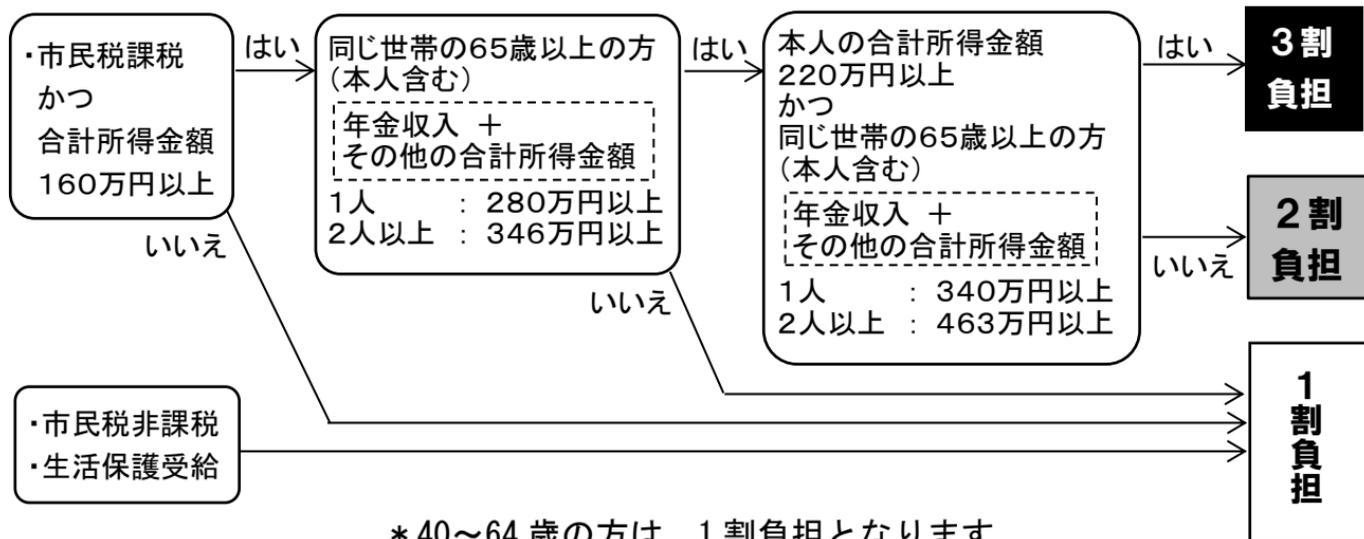


# 負担割合判定の流れ



\* 40~64歳の方は、1割負担となります。

## 注意事項

- 40~64歳の方が65歳になり、判定により負担割合が変更となる場合は、年齢到達月の翌月初日から変更されます。
- 世帯員の転入・転出・死亡などで世帯内の65歳以上の人数が変わったときには、再度判定を行うため、負担割合が変更になる場合があります。
- 表の合計所得金額は、租税措置法に規定される「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額となります。